財形住宅預金規定

1.（預入れの方法等）

（1）財形住宅預金（以下「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、５年以上の期間にわたって、年１回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

（2）この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

（3）この預金の預入れは１口 100 円以上とします。

（4）この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を６か月に１回以上通知します。

2.（預金の種類、とりまとめ継続方法）

（1）前記 1. による預金は、１口の期日指定定期預金としてお預りします。

（2）この預金は、口座開設日から１年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が２年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、１口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

（3）この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第６条第２項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第６条第２項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4.（預金の支払い方法等）

（1）この預金の元利金全部の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築（以下「住宅取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払うものとします。

（2）前記（1）による払出しをする場合には、住宅取得等をした日から１年以内に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、「契約の証」とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（又はその写し）を当店へ提出してください。

（3）この預金の一部を住宅取得等のための頭金に充てるときは、残高の 90%を限度として１回に限り支払います。

（4）前記（3）による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印し、「契約の証」および、法令の定める書類とともに当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後２年以内かつ住宅取得等の日から１年以内に残額の払出しをするものとします。

5.（利息）

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法により計算します。

A　１年以上２年未満…当金庫所定の「２年未満」の利率

B　２年以上……当金庫所定の「２年以上」の利率

（以下「２年以上利率」といいます。）

② 前記①の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第６条第１項により満期日前に解約する場合、および第６条第３項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算します。

A　６か月未満……２年以上利率×40%

B　６か月以上１年未満……２年以上利率×40%

C　１年以上１年６か月未満……２年以上利率×50%

D　１年６か月以上２年未満……２年以上利率×60%

E　２年以上２年６か月未満……２年以上利率×70%

F　２年６か月以上３年未満……２年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は１円とします。

6.（預金の解約）

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) やむをえない事由により、この預金を前記 3. の支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店に提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた

損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

7.（税額の徴収）

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って20%（国税15%、地方税5%）により計算した税額を追徴します。

① 前記3．によらない払出しがあった場合

② 前記3．による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合

③ 前記3. による一部払出後2年以内で住宅取得等の日から1年を経過して残額の払出しがあった場合

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8.（差引計算等）

（1）前記7．②の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略

し、次により税額を追徴できるものとします。

① 前記７．②の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9.（転職時等の取扱）

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から６か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10.（非課税扱いの適用除外）

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

① 前記 1.（１）ならびに（2）による以外の預入があった場合

② 定期預入れが２年以上されなかった場合

③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

11.（預入金額の変更）

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。

この他については、「財産形成預金共通規定」をご参照ください。

以　上

（2025 年 4 月 1 日現在）